

令和8年度 ごみの持ち出し日

(令和8年4月～令和9年3月)

松本区

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
資 源 物	19	17	21	19	16	20	18	15	20	17	21	21	毎月第3日曜日 午前7:00～8:00 松本区ゲートボール場脇 (松本203番地1)
当 番 の 組	若宮組	東組	西組	北組	若宮組	東組	西組	北組	若宮組	東組	西組	北組	
粗 大 ご み	26		28		23		25		13		28		偶数月第4日曜日 ※(12月は第2日曜日) 午前7:00～8:00 松本区ゲートボール場脇 (松本203番地1)
有 害 ご み	26		28		23		25		13		28		
可 燃 ご み	毎週月・木曜日 8:30まで(厳守) 祝日も収集します。(年末は12/28(月)まで、年始は1/4(月)から) 『笛吹市指定ごみ袋』でない回収いたしません。												
有 料 ご み	年1回 タイヤ 車両用バッテリー (車・バイク等) 12月6日(日)午前8時から午前10時まで 場所は未定(広報で追ってお知らせします。)												
ミ ッ ク ス ペ ー パ ー	毎週水曜日・土曜日 (年始除く) 7:00～8:30まで(厳守)						・松本研修センター						
そ の 他 プラスチック													

★詳細については、笛吹市ごみの分け方パンフレットを参照して下さい。

粗大ごみ・有害ごみを前日夜間に持ち出し放置しますと、不法投棄や未分別の持ち出しを誘発しますので、必ず当日の朝に持ち出してください。

松本区 環境指導員